

## シュートラーズブルク宗教改革の展開

—— 仮信条協定期を中心に ——

渡 邊 伸

【要約】 従来、都市の宗教改革については、改革運動の担い手が都市民であったことが、その運動の実態とともに明らかにされてきている。しかし市参事会の果たした役割は評価が分かれており、さらに改革理念の確立というその後の展開についての検討は未だ十分になされていない。本稿では、シュートラーズブルク市を例として取り上げ、この都市での宗教改革の展開を、とくに市参事会と牧師の教会観に焦点をあてて考察した。まず教会制度をめぐって、牧師側が自律的教会訓練の理念・運動を展開した結果、市参事会と牧師側の対立が顕著となったことを示した。また仮信条協定受け入れ問題の検討から、その教会訓練運動は、市の内政外交にも影響を及ぼしたことを、これをめぐる市参事会・ゲマインデ層の動向を明らかにした。さらに以上の経過の考察から、「改革派教会」の特徴とされる教会訓練が、都市政治上に与えた影響を検討する意義と、都市宗教改革における市参事会の評価を行うに際しての問題点を、結論として示した。

史林 七〇巻四号 一九八七年七月

### はじめに

宗教改革は、一五四六年、大きな転機を迎えた。この年ルターが没し、新旧両派の対立はシュマルカルデン戦争へと進んだのである。戦争は翌年に新教派の敗北で終息した。皇帝カール五世は、アウグスブルク国会において、宗教問題の解決を「仮信条協定」によって図ろうとし、武力をもってその施行を強行しようとした。<sup>①</sup>当初、この草案の作成にはシュートルム、ベッセラーらプロテスタントも加わり、宗教対立の和解を目指すという点では、シュートラーズブルク市の改革派神

学者M・ブツァーらには受け入れられるはずであった。<sup>②</sup>しかし彼はその意図を見抜き反発した。なぜなら、皇帝側はこれを二六箇条にまとめたが、ここではプロテスタント側には聖職者の結婚と俗人聖杯のみが公会議の決定までの間認められただけで、義化、教会権力、秘蹟、ミサ等ほとんどの点でカトリック側の信仰観が採用されたからである（ただし教会財産については不問とされた）。その強要は各地に波紋を起こしたが、代表的な新教派都市の一つであるシュトラースブルク市の宗教改革も転機に直面することになったのである。

さて、従来、ドイツの宗教改革運動については、「都市的な事件であった」としてその担い手は都市の民衆であったことが、その形態と共に明らかにされてきている。<sup>④</sup>しかし、それらの考察はとりわけ改革の導入期、急進期に焦点をあてており、宗教改革がどのように確立されていったのかという点については、未だ十分に検討されていないと言えよう。そこで、まずメラールの論考によりつつ、宗教改革の展開における一つの注目すべき経過から概観することにする。

彼は、南ドイツ帝国都市における改革派神学者の勝利は、ツヴィングリ―ブツァーの独特な、都市に合致した神学と、南ドイツにおいてとくに活発であった（支配者と被支配者の一体感という）ゲノッセンシャフト的精神との遭遇によって明確に説明される、と言う。そして南ドイツ帝国都市のツヴィングリ主義の最盛期は、ブツァーの指導の下での一五四〇年代であったと指摘し、一五四七―一五五五年の危機の時期は南ドイツの状況を決定的に悪化させ、戦争敗北後の改革派都市には寡頭政的な体制が押しつけられ、一部には市民の抵抗も見られたが、都市ゲノッセンシャフトは組織的に打ち砕かれたと論及しているのである。<sup>⑤</sup>

さて、そのブツァーらは、宗教改革の理念を自律的教会訓練、つまり問題のある信者を教職にある者が中心となって教育、訓戒、破門等の手段で教化し改悔させるという方法で、定着させようとしたのである。それ故、この点を検討することで宗教改革の確立過程の一端を明らかにできると考えられるが、ブツァーの膝元、シュトラースブルク市の場合、教会訓練の運動が先に述べた仮信条協定の受け入れが問題となった時期に活発化しているため、当時の社会状況においてこの

運動がもった意義を明らかにしやすくと推測できる。そこで、この都市の宗教改革の展開についてこれまでの研究をみると、とくに仮信条協定への対応が、それぞれの改革理念との関係を顕著なものとして注目されていることは頷けよう。

まずヴァイラウフは、メラー説に則して考察を行っている。彼も、都市には「宗教共同体 sakrale Gemeinschaft」としての自覚があり、仮信条協定はこれに基づく市民の福音理念、生活を播るがすものであったとする。そしてN・ルーマンの社会システム論をこの都市の例に應用して、仮信条協定をめぐる事件の意義を捉えようとするのである。そこでは法や宗教において自律した生活・運命共同体としての都市が、外界からの危機に直面した際、市参事会、説教者、市民層はそれぞれの立場でその政治・宗教上の安定に努力したと評価されている。<sup>④</sup>

この社会システム論の適用の評価を筆者はよく為しえないが、しかしこの時期だけをとくに危機の時期と捉えることは、改革当初から外圧があったことを考えれば疑問が残ると言えよう。<sup>⑦</sup> またこの視角からは、市参事会と説教者らの先のような福音主義の保持という基本的な一致が強調されることになる。だがこの点についても、市参事会の消極的・抑圧的な対応への不満こそが牧師に教会権の自律をめざした「キリスト者の集会 christliche Gemeinschaft」運動を展開させたと指摘するベラルディのモノグラフをみるならば、同意しがたいのである。ただし、そのベラルディの研究は、後述するように教会訓練運動を改革理念の展開において考察し、その社会的意義・影響については目を向けていない。<sup>⑧</sup>

また、ブラディはこの時期についても都市統治階層を中心に検討している。彼は、統治階層を中心とする「ポリティーク派」と中規模商人とツンプト手工業者を中核とする「ゼロット派」の動向、対立を明らかにし、前者の逃亡を捉えて、メラーのいう意味でのゲノッセンシャフト意識の存在を否定するのである。すなわち後者についてはこの意識と宗教改革理念の共鳴が認められるが、前者にはあてはまらず、従って支配・被支配者間の一体感なるものは存在しないという。<sup>⑨</sup> つまり彼は、統治階層はその統治体制を守る為に妥協して宗教改革を行ったのであるとし、一五二六年以降についてもその

「ポリテイク派」という命名からして基本的な立場は同じであると考えているようである。

しかし二六年以降には、彼らが独自に宗教改革を進めた政策もあることは、彼も認めている<sup>⑩</sup>。ではその動機は何か。この点については、ポリテイク派には穏健福音派が含まれているという形で曖昧にしか論及されていない。筆者は、先にこの都市の急進期の宗教改革運動について検討し、市参事会の改革への対応は都市民の運動への譲歩であるとするブラデーの見解には修正の余地があることを指摘した。つまり宗教改革以前からの市参事会の教会政策の延長線上にある聖職者の市民化、教会・修道院の管理といった政策には、市民層の運動が活発化する以前に市参事会・統治階層が改革に積極的な姿勢をとっているものがあつたということからである。また統治階層を逃亡させたという都市民の運動についても、統治階層の分析に重心があるため、後述するように宗教面など十分に検討しているとは言いがたい点がある。

これまで、都市宗教改革において市参事会の果たした役割、さらにはその改革理念との関係については評価が分かれており、それはこの都市の例からもみてとれよう。従って、もしオズメントが指摘するように、説教師らの福音宣教、民衆の支持、そして世俗権力による是認という局面で宗教改革の展開が捉えられるとするならば、この点の解明にはこれまで検討されることの少なかつた改革運動のその後の展開に着目する必要がある<sup>⑪</sup>。

そこで、本稿では、代表的な南ドイツの帝国都市の一つであり、「改革派」都市として影響力をもつたこのシュトラースブルク市を取り上げ、従来紹介されることの少なかつた後期の都市宗教改革についてその一例を示すことにより、宗教改革が確立される過程に生じた問題と今後の検討課題の所在を明らかにしたい。

まずこの都市の教会体制の確立、教会訓練観の成立経過を考察して、市参事会、牧師の教会観、その改革への姿勢を検討する。そして自律的教会訓練をめざす「キリスト者の集会」運動の考察と仮信条協定をめぐる市参事会、牧師・都市民の対応の分析とから、その対立関係とそれぞれの政策・主張を明らかにし、この都市における宗教改革の確立過程の一面を示すことにする。さらにこの危機に対する市参事会の政策・対応と以前の政策との関連の有無を検討し、その改革に果

たした役割を考察するところも目的とした。

- ① W. J. Fuchs, *Das Zeitalter der Reformation*. München, 1973, S. 189 f. B. Moeller, *Das Zeitalter der Reformation*. Göttingen, 1981, S. 159 f. R. Schmalzgraber, 森田安一訳『ルネッサンス宗教改革史研究』（エルダム社、一九八四年）一六六頁以下。この点に関し、当時ゴットローの発言力の大きかったヨハン・マリン・ブネース *Deutsche Schriften* (以下 *MBDSt*) 略記) Bd. 17 Güttersloh, 1981, S. 346、参照。
- ② *Politische Correspondenz der Stadt Strassburg im Zeitalter der Reformation*. (以下 *PCSS*) 略記) Bd. 4 in 2 Teilen, Heidelberg, 1981-83, Nr. 749, S. 908-911.
- ③ 「ゴットローは、信仰義認の捉え方、善行、教会の権力と奉仕、秘蹟、贈答、鍵の権、ミサ聖祭、言葉等、ほとんどこの点で改革以前の教義に批判的であった。PCSS, Bd. 4, Nr. 779, S. 978-9.
- ④ A. G. Dickens, *The German Nation and Martin Luther*. New York, 1974, p. 182. 都市宗教改革の研究動向については、中村賢二郎『宗教改革と都市』研究史』、中村・倉塚編『宗教改革と都市』刀水書房、一九八三、所収、参照。
- ⑤ B. Moeller, *Reichsstadt und Reformation*. Güttersloh, 1982, bes. S. 67 f.
- ⑥ E. Weyrauch, *Konfessionelle Krise und sozial Stabilität*. Stuttgart, 1978, bes. S. 271 f.
- ⑦ A. Schindling, "Kirche, Gesellschaft, Politik und Bildung in Strassburg" in: *Spezialforschung und Gesamtgeschichte*, München, 1982.
- ⑧ W. Bellardi, *Die Geschichte der "Christlichen Gemeinschaft" in Strassburg (1546-1550)* Leipzig, 1934 (以下 *CG*) 略記) do. Buecers „Summischer Vergriff“ und das Interim in Strassburg. in: *Zeitschrift für Kirchengeschichte*. 85 (1974).
- ⑨ T. A. Brady, *Ruling Class, Regime, and Reformation at Strassburg*. Leiden, 1978, esp. p. 236 f. (以下 *RC*) 略記)
- ⑩ *Ibid.*, pp. 199-200, 292-3.
- ⑪ 拙稿「シュートラスブルク宗教改革運動——ゲイインデと市当局——」『史料』第六九卷一号、一九八六、参照。
- ⑫ S. E. Oment, *The Reformation in the Cities*, New Haven, 1975, esp. p. 121 f.

## 一 「領邦教会」制度の確立と教会訓練

まず初めに、この都市の領域内の教会制度の確立と教会訓練の展開を検討して、市参事会と改革派神学者の教会観を明らかにし、とくに両者の基本的な立場の一致を強調するヴァイラウフらの見解の問題点を指摘することにした。

一五二九年、シュートラスブルク市ではミサが廃止された。①そして以後、「改革派教会」の建設が主要問題となった。

ブツァーは既に一五二〇年代に教会訓練を考えていたことが認められる<sup>②</sup>。しかしこれが明確な形をとり、その教会観において重要な意義を与えられたのは、一五三〇年代に入りエウランパディウスの教会訓練観に接してからである<sup>③</sup>。その際、再洗礼派の問題が重要な要因となったのであるが、これについては既に研究があることでもあり<sup>④</sup>、ここでは市の教会制度の確立の経過に考察を絞ることにする。

ブツァーは、一五三一年五月、エウランパディウスと共にウルムの教会改革に携わった。そしてウルムから戻ると、市参事会に働きかけて、「教会役員 Kirchenpfleger」の制度を設けさせた<sup>⑤</sup>。これは市内七教区からそれぞれ市参事会員、シエッフエン、ゲマインデ<sup>⑥</sup>の計三名の役員を選出し、彼らが牧師らの生活・教義内容の監督、教区民の改善にあたるというものである。再洗礼派対策がその第一の目的ではあったが、ブツァーは、これを「長老」という教職の一つとして位置づけ教会訓練の第一歩としようと考えていたのである<sup>⑦</sup>。

だが、この時、早くも市参事会との間に齟齬がみられた。つまりこの役員の内命権は市参事会が掌握し、その結果、彼らは「市参事会の官吏」として行動するようになったのである<sup>⑧</sup>。ここに既に市参事会と牧師らの間にある教会観の相違の一端が現れていると捉えることができる。

次にブツァーらの「教職会 Konvent」は、教会役員と協議し、一五三二年一月、市参事会に市民の信仰生活の改善についての勧告を行った。この中では、市壁外の領域を含む教会会議を開き、信仰生活の監督・取り締まりを実施することが求められた。市参事会はこれを四名の委員会に審議させ、そして、まず予備会議を開き、それを承けて都市ならびに領域宗教会議を開催することとなった(一五三三年五月六月)。その結果、ブツァーの手になる「一六箇条」が市の信仰規定とされ、再洗礼派、エピキュリアン派の追放が実施された<sup>⑨</sup>。

さて、この経過で注目されるのは、次の四点である。まず各会議はいずれも委員会の答申に基づいて俗人、つまり市参事会側の代表が多数を占め、市参事会の主導の下で行われた<sup>⑩</sup>。次に、ブツァーは「一六箇条」の審議の過程で牧師・長老

・執事の三職分制を考えていたが、これは市参事会に受け入れられなかった。<sup>①</sup> 第三に、領域宗教会議においては、市の領域全体に先の信仰規定の周知徹底が行われたが、その際、領域内の村長、村役人らが出席し、状況を報告、つまりここでも行政側が主導していた。<sup>②</sup> 最後に、市参事会は、宗教会議の開催に際し、ツンフトに布告を出してゲマインデ員に家にいるよう命じており、また会場の警備を厳重にしている。<sup>③</sup> このことから市内、とくにゲマインデ層に不穏な動きがあり、市参事会がこれを危惧していたと推測できるという点である。

当初、この一連の会議に引き続き、そこでの決定事項の立法措置がとられることになっていったが、市参事会は慎重な態度をとった。牧師側の要求により「教会規定」が法制化されるのは、一五三四年六月である。<sup>④</sup> ここには市参事会が教会の内の事項に対しては消極的な姿勢を採るといふ傾向が現れていると言えよう。

さて、これにより「一六箇条」に基づくシュートラースブルクの教会制度が整うことになった。しかし、教会訓練については、市参事会は絶えずこれが「新教皇制」の成立に結びつくことを懸念した。<sup>⑤</sup> それ故、その立法化に際しては、牧師と教会役員に教区民の訓練を委ねるといふ教会会議の原案は否認され、教区民の訓練に関する条項は削除されたのである。<sup>⑥</sup> ただし、牧師の監督については、三人の教会役員と二人の市参事会員からなる（必要に応じ二人の牧師を加えられた）「試問委員会 [Examinator]」が設けられた。これには、牧師への試問権、任命・監督権が与えられており、先の教会役員と併せて、ここに市参事会は市の領域内の教会に対する行・財政権、教義上の監督・裁定権を掌握したのである。<sup>⑦</sup>

また、「教職会」が公式の組織として承認されたが、市参事会によって教会役員が「長老」として加わることとされ、ここでも市参事会は実質上の主導権を握った。こうして、市参事会は、シュートラースブルク市とその領域全体の教会の監督・支配権を確保し、言わば市の「領邦教会」ともいえる体制を作り上げたのである。

しかし、このような体制の下において牧師側の不満が次第に募っていったことがわかる。新しい教会理念の定着、信仰生活の改善は、彼らの思うように進展しなかったのである。その不満は、とくに賭博、売春、高利貸などを市参事会が放

置していること、若者がカテキズムに参加しないこと、老若を問わず礼拝に出席が少なくなることなどに向けられていた。<sup>②</sup> 市参事会は、教会についての権限を掌握・拡大したが、具体的な活動を積極的に行ったわけではない。これは以前の再洗礼派に対しても同様であり、教会の内の事項に対する一貫した消極姿勢を示している。<sup>③</sup>

実際、教区民には、かつてのような運動の高揚は見られなくなっていた。<sup>④</sup> 一五二九年のミサ廃止によって、その改革運動には一段落がついており、またかつて運動の舞台・単位となった教区にも、前述のように教会役員の下、市参事会の監視が及んでいたのである。

このような状況に対し、ブツァーは、自律的教会訓練の意義をいっそう重視するとともに、世俗権力から可能なかぎり自律した教会の確立をめざしていくことになったと推定できる。この考え方は、『真の教会と正しい牧者の務めについて Von der waren Seelsorge und dem rechten Hirtendienst』(一五三八)と『ツァーゲン・ハイン訓練規定 Ziegenhainer Zuchtordnung』(一五三九)に見てとれる。<sup>⑤</sup> 彼の教会訓練観は、その後「キリスト者の集会」運動へと展開されることになるので、その主要な論点をみておこう。

まず、『真の教会と……』では、序で、われわれは、キリストの教会、すなわち聖徒の交わりを信ずると、皆、告白するが、その本質、有すべき統治と秩序を知るものは極めて少ないとし、これを明らかにするという。<sup>⑥</sup> すなわち、それは、いと良く一致した集会、交わりであり、絶えざる教育、訓練、激励、つまり一つの統治がなければならぬ。<sup>⑦</sup> その監督者、すなわちキリスト者の群れの正しい監視者は、「長老 [Ältesten]」である。<sup>⑧</sup> その資格は聖書から示され、その選出についてはとくに「全会衆の同意 der ganzen Gemein gehell」を得ねばならず、<sup>⑨</sup> またその他の長老と「先輩 [Vorgänger]」が選挙を指導、教示し、任命を執り行うこととされている。<sup>⑩</sup>

この選挙には世俗権力が関与することを認めるようにとれる引用もある。<sup>⑪</sup> しかし、世俗権力については「彼ら自身が説教をしたり、御言葉とサクラメントを分け与えたり、教会訓練を執行したりすべきではない。それらは教会における特別



な奉仕、務めだからである」とし、「それゆえ、たとえ世俗権力が真にキリストにかない、その処罰に熱心であるとしても、その公の訓練と処罰のほかに、キリストの教会 *die gemeynden Christi* は、まさしくそれ自身の訓練と処罰をもつことが、絶えず必要である」と主張している。<sup>③</sup>

『ツィーゲンハイン訓練規定』でも同様に、世俗権力が罪人に罪を償わせたとしても、長老はさらにいっその贖罪をなさしめねばならない、という記述がある。<sup>④</sup>この書では、この長老の役職がさらに明確にされており、俗人から選ばれ訓練にあたるものとして、牧師と並ぶ重要な役割を与えられている。<sup>⑤</sup>世俗権力の関与をまったく拒んでいるわけではないが、ここでも世俗権力と靈的権力の権限は区別され、教会は独自の訓練をもつことが必要であると主張されているのである。<sup>⑥</sup>

このような主張が、「新教皇制」、とりわけ教会裁判の復活を図るものとして、市参事会側によって無視されたことは、先の経過からも容易に頷ける。ブツァーらは、他の都市での教会改革の推進にもかかわらず、本拠地においては足踏みを強いられていたのである。

以後一五四四年までの時期については、この訓練を実施しようとする運動の詳細は不明であるが、ベラルディは、書簡等からブツァーらは個々の教会ゲマインデにおいて活動していた、と推測している。<sup>⑦</sup>いずれにせよ、ブツァーらは、改革を進めるためには教会訓練が必要であることをいっそう明確に認識したものと思われる。一五四五年末には後述するように市参事会の意志に反しても教会訓練の実現を図ろうとしているのである。

以上のように、教会制度の確立をめぐることは、市参事会の領域内の教会に対しその権限を拡大しようとする、言わば市の「領邦教会」を確立しようとする政策と、ブツァーらの信仰生活の改善には自律的教会訓練が必要とする主張とが、その対立を次第に顕著なものとしていったことを確認できよう。

この対立は、市参事会側にすれば、先の懸念からも見てとれるように宗教改革の成果を否定しかねない、重大な問題であったと推定できる。とすれば、市参事会と牧師らの基本的立場の一致を強調することには問題があると言わざるを得な

	氏名	所属	経営形態	13人委員会	公債購入順位
ゼロット派	H. Bock	都市門閥	ランチエ	1518-42	1
	C. Kniebis	鍛冶屋	ランチエ	1520-52	104
	D. Mieг	ツム・シュピーゲル	ランチエ	1522-41	7
	M. Herlin	ツム・シュピーゲル	商人	1523-47	—
	J. v. Duntzenheim	ツム・フライブルク	商人	1546-54	87
ポリテイク派	J. Sturm	都市門閥	ランチエ	1526-53	13
	C. Johann	ツム・シュピーゲル	商人	1530-48	16
	B. Wurmsar	都市門閥	ランチエ	1532-40	103
	M. Betscholt	ツム・ブルーメ	商人	1532-42	—
	M. Pfarrer	ツム・フライブルク	商人	1535-68	72
	A. Mieг	ツム・シュピーゲル	ランチエ	1543-51	20

1. Brady, *Ruling Class*. p. 298 f. の Prosopography より作成。
2. 公債については1533-4年度の記録による。Ibid., pp. 158-9, p. 373 f.

いのである。この点は「仮信条協定」期の経過を検討することにより、より明確となろう。

ところで、ブラディは、以上みてきた市参事会の政策の背景には「ゼロット派」から「ポリテイク派」への勢力交代があったと指摘している。既に述べたように、それらは市内の社会層と完全に一致するというものではないが、前者は中規模商人やツンフト手工業者を中心とし、ブツァーらを支持したのに対し、後者は旧来からの都市支配層が中核であったとされ、以前のカトリック派、日和見主義派だった人物の他、穏健な福音派が加わって次第にルター派に傾いていったとされる。<sup>⑩</sup>

ブラディは、この両者の勢力交代がとりわけ外交政策において顕著に現れている、と指摘する。つまり、一五二〇年代は「ゼロット派」が親スイス・ツヴィングリ派政策を進めていたが、それは二九年のミサ廃止の時期を頂点として、三〇年代に入ると「ポリテイク派」によって帝国に向いた、親プロテスタン諸侯政策が進められた、と述べている。<sup>⑪</sup>

実際、外交政策の上にはこうした変化が認められるが、彼は、この原因として「ポリテイク派」の首領J・シュトルムの政治的手腕と、外交を担当するための資格要件が外交の在り方自体と共に変化し、以前にも増して財産や教養などが必要となったからであるということを描しているのである。<sup>⑫</sup>

しかし、ブラディが両派の代表的メンバーとして挙げている人物を、彼自身

の作成した資料で調べてみると（別表参照）、実は必ずしもその社会出自、財産などに彼の言うような出身階層の相違を認めることはできない。もっとも、彼は「ゼロット派」を中規模商人、ツンフト手工業者が中核であったとしており、これらの階層については、資料が添えられていない。従って彼の党派把握の妥当性自体は確認しがたい。しかし、ここでの検討からは、少なくともこれらの市政を担当した代表的人物に関して、確実に言えることとして、政策的に「ゼロット派」とされる人々が一五二〇年代に重要な役職に就いたのに対し、彼の言う「ポリテイク派」は、三〇年代にこれらの職に就いた人々であるという点を指摘できるのである。

従って、「ゼロット派」から「ポリテイク派」への市政の主導権の移行とされるものは、その原因をこの時期にとりたてて急激に変化が起きたとは言い切れない、外交の在り方やその資格要件の変化に求めるよりは、統治階層に都市民の支持を得られる人物を選出させていた都市民の運動の後退に求めるべきではないだろうか。なぜなら、宗教改革の急進期には、市参事会に名目上は下位のツンフトから富裕商人層に属する新教派の参事会員が多く選出されるという現象が見られた。<sup>⑭</sup> たしかにブラディも指摘するように、この操作により統治階層は都市民の運動の矛先をかわし、その統治体制の維持に成功したと捉えられる。<sup>⑮</sup> また急進期を経たのち一五二九年の市内ミサ廃止は、ゲマインデ層を中核とする都市民の改革運動に一つの段落をつけることとなった。<sup>⑯</sup> そしてまさにこの時期が「ポリテイク派」とされる人々の登場してくる転換期と符合しているのである。また、別表において例外的な Dintzenheim が就任したのは後述する講和・仮信条協定が問題となった時期であることも目を引く。従ってこうした事情からは先のように捉える方がより適切であると推定できよう。

つまり彼が指摘している「ゼロット派」とは、都市民の改革運動の高揚を背景に登場したグループであり、従来の統治階層の中で都市民の支持を得られる立場にあった人物であったということではある。そしてこの都市民の改革運動が後退するとともに、政策的にはスイスとの都市同盟策よりも帝国、諸侯に向けた「ポリテイク派」（ブラディは統治階層がもともと近隣諸侯と密接な関係にあったことを明らかにしている）<sup>⑰</sup> が登場してきている。いずれにせよ、政策上に変更はあったにし

でも、統治階層の支配体制それ自体の枠組みには、この間に変化は認められないことを確認できるのである。

さて、このブラディが「ポリテイク派」とする穩健派の下で市参事会がとった教会政策、改革理念への立場については、今までの検討から、教会の外的事項を中心として市参事会の監督権を拡大しようとし、教会の自律化はこれを脅かすものとして阻もうとする方向にあったこと、信仰・教義自体には消極的な姿勢をとっていたことを確認できた。その立場・政策は仮信条協定をめぐる問題においてさらに検証することができよう。しかしその前に牧師・説教師側の対応を先に見ておく必要がある。

① これについては中谷博幸「シエトラーズ・ミサ廃止」『史料』第六三巻三号、一九八〇、参照。

② ブッナーは『福音書註解』(一五二七)の中で「もし市政府の力かりて訓練のゆきとこいた共同体を作ることが不可能ならば、真面目なキリスト者たちは小さな範囲で自ら事を進めねばならぬ」と述べているという。南純「ブッナーの教会観」渡辺信夫編『教会改革の伝統継承』改革社、一九七二、一六頁参照。ブッナーの教会観についてはさしあたり『宗教改革著作集』第六巻、教文館、一九八六、またその主要参考文献、参照。

③ 詳しくは出村彰『スイス宗教改革史研究』日本基督教団出版社、一九七一参照。

④ 再洗礼派との関係については畠本健輔『宗教改革運動の展開』風間書房、一九六五を参照。

⑤ *Annales de Sébastien Bruni: Bulletin de la société pour la conservation des monuments historiques d'Alsace*. N. S. 15, 19, 1892-99, No 4947. (以下 *An. Br.* と略記)

⑥ この都市の行政機構、社会構成については O. Winckelmann, *Straburgs Verfassung und Verwaltung in 16. Jahrhundert*. in:

*Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*. 57, 1903, シュタイン、

額原義生訳『ドイツ中世都市の成立とシメント闘争』未来社、一九七五、前掲拙稿参照。市参事会員は“rat und XXI”と呼ばれる市参事会を構成するもので、シメントンはシメントから選出され、名目的には市を代表する決議機関、三百人議會を構成する。しかしそれだけ社会層を形成するようになっていた。ゲマインデは社会層としてはシメント構成員を必ずと考えて良い。前掲拙稿六六頁以下、参照。

⑦ Bellardi, CG, S. 16, R. Stupperich, *Die Kirche in M. Bucaers theologischer Entwicklung*. in: *Archiv für Reformationsgeschichte*. 35, S. 90 f., K. Hedio, *Bedenken von anordnung guter zucht...* (1547) in: *Bucer und seine Zeit*. (Hrsg. von de Kroon u. Krüger) Wiesbaden, 1976, S. 129, 131. (以下 *Bedenken* と略記) *MBDS*. Bd. 5, S. 383 f.

⑧ *An. Br.*, No 4984.

⑨ *Quellen zur Geschichte der Täufer, Elsaß II*. (Hrsg. von Krebs u. Rott) Güttersloh, 1960. (以下 *Elsaß* と略記) *MBDS*. Bd. 5, S. 402f. J. Adam, *Evangelische Kirchengeschichte der Stadt Straburg*. Straburg, 1922, S. 177-183.

- ① *Elsasß, II*, Nr. 357, bes. Anm. Nr. 3.  
 ② M. Chrisman, *Strasbourg and the Reform*. New Haven, 1967, p. 216.  
 ③ *Elsasß, II*, Nr. 384, S.70 f.  
 ④ *Ibid.*, Nr. 376, 380.  
 ⑤ *An. Br.*, No 4997, 4999, 5059.  
 ⑥ *Elsasß, II*, Nr. 499.  
 ⑦ *Ibid.*, Nr. 517, 公布は一月。*Ibid.*, Nr. 620.  
 ⑧ *同上* *Ibid.*, Nr. 577, S. 354. 参照。  
 ⑨ Chrisman, *op. cit.*, p. 223.  
 ⑩ *Elsasß, II*, Nr. 577, S. 358, Winckelmann, *op. cit.*, S. 626.  
 ⑪ *Elsasß, II*, Nr. 577, Winckelmann, *op. cit.*, S. 625.  
 ⑫ *Elsasß, II*, Nr. 691, 692, L. Ablay, *The People's Reformation*. New York, 1985, p. 190 f.  
 ⑬ その理由のいひに「プロテスタント派」の存在がある。これは共通の思想・神学を持つものではなく、世俗権力・教会が個人の思想に介入することを拒もうとするグループ。教師・富裕市民等に支持者をもちつた。Winckelmann, *op. cit.*, S. 626-7.  
 ⑭ Ablay, *op. cit.*, 参照。  
 ⑮ *同上* *MDDIS*, Bd. 7 に所収。  
 ⑯ *Ibid.*, S. 91-3. 邦訳「牧会論」前掲『宗教改革著作集』第六巻所収。  
 ⑰ *Ibid.*, S. 102.
- ⑱ *Ibid.*, S. 103.  
 ⑲ *Ibid.*, S. 119.  
 ⑳ *Ibid.*, S. 137.  
 ㉑ *Ibid.*, S. 137.  
 ㉒ *Ibid.*, S. 138.  
 ㉓ *Ibid.*, S. 147.  
 ㉔ *Ibid.*, S. 190.  
 ㉕ *Ibid.*, S. 271.  
 ㉖ *Ibid.*, S. 262-3.  
 ㉗ *Ibid.*, S. 263.  
 ㉘ Bellardi, *CG*, S. 22.  
 ㉙ Weyrauch, *op. cit.*, S. 271.  
 ㉚ Brady, *Ruling Class*, p. 236 f., esp. p. 237.  
 ㉛ *Ibid.*, p. 243.  
 ㉜ T. A. Brady, "Jacob Sturm of Strasbourg and the Lutherans at the Diet of Augsburg," in: *Church History* 1973, pp. 185-201.  
 ㉝ *Ibid.*, p. 240. *An. Br.*, No 4836.  
 ㉞ Brady, *Ruling Class*, p.p. 246, 250 f.  
 ㉟ *Ibid.*, p. 175 f. 拙稿六三頁以下に参照。  
 ㊱ Brady, *Ruling Class*, p. 250 f.  
 ㊲ 前掲 中谷論文参照。  
 ㊳ Brady, *Ruling Class*, esp. p. 123 f.

## 二 「キリスト者の集会」運動

前述のように、市参事会の主導による教会制度の確立とその実状、運営に対して、牧師側は次第に不満を強め、自律的

教会訓練の必要性を一層明確にした。それは「キリスト者の集会」運動という形をとるに至り、ここに両者の対立が顕在化することになった。そこで次にこの点をとりあげることで、問題点をより具体的に明らかにすることにしたい。

新旧両派の衝突が一般にはいまだ明確に予見されていなかった一五四五年、この牧師側の不満は相当に募っていたと思われる。アブレイの研究によると、一五四四—四五年にかけて聖ヴィルヘルム教区での陪餐の参加者は教区民の一割程度で、さらに悪化する傾向にあったという。<sup>①</sup>このような背景のもとに、牧師側の教会訓練観も転機を迎えたと推測できるのである。まずその内容を検討する。

一五四五年末、ブツァーは、『教会の欠陥と危機、ならびにその改善について』を著し、市参事会に提出した。<sup>②</sup>この書では、まず教会の「鍵の権」について、靈的統治と世俗的統治の区別から説き起こし、靈的統治の権限には福音の宣教、サクラメントの執行、罪の赦し、破門、教会の外的配慮（救貧など）の五つを挙げ、「世俗権力はこれらに何も付け加えてはならないし、支配してはならない」と言う。<sup>④</sup>しかし、これらの点に欠陥と危機を見い出せる、と現状の問題点を列挙している。<sup>⑤</sup>その解決には「キリスト者の集会（交わり）Christliche Gemeinschaft」を作りださねばならない。<sup>⑥</sup>それにはまず牧師が説教壇からだけでなく、教区民を訪ねてそれらの欠陥を警告し、そして教化された者で「キリスト者の集会」を作るのである。<sup>⑦</sup>なかでも熱心で分別ある二、三名の人物を長老とする。<sup>⑧</sup>その務めは、牧師と共に全共同体（ganz gemeind）に監督を行い、カテキズムを通じて若者を正しく養育することなどである。<sup>⑨</sup>そしてこれらの教職の協力の下に「愛の精神」による教会の刷新が期待されている。

彼は、この書において従来の教会の内に（つまり市参事会が主導権を確立してきた制度の枠を離れて）篤実なキリスト者の集会（交わり Gemeinschaft）を作り、そこで自発的、自律的な教会訓練を実施するというのである。<sup>⑩</sup>さらに、教会は世俗権力と共に「信仰の改善を」何も為し得なかった、<sup>⑪</sup>といった記述をみれば、たとえ世俗権力の宗教的任務を従来通り認めると述べていても、市参事会側からすれば、これはその権限を無視し、市内に分裂をもたらすものと映ったであろう。<sup>⑫</sup>つまり、

この書には牧師側が市参事会に対し独自に改革を進めることを既に考え始めていたことを読みとれるのである。翌一五四六年一月六日付けで、市参事会はこれを却下している。<sup>⑮</sup>

しかし、この状況にはシュマルカルデン戦争と共に変化が生じた。牧師側は、この戦争と敗北を市参事会が教会訓練の義務を無視しているために招いた主の罰であるとし、ここに「キリスト者の集会」運動を進めたのである。一五四七年二月二日付けの市参事会への報告には「聖トマス、新聖ペーター教会の説教師（C・シュネルとP・ファギウス）が特別に人々を世話し、自ら破門を実行しようとして企んでいる」とある。これが「キリスト者の集会」運動に関する最初の具体的な公式記録である。これに対し市参事会は四名からなる委員会を作ったが、訓練について具体的な方策を採るとはしていない。<sup>⑯</sup>

一五四七年四月一日、ツェル、ブツァー、ファギウス、マールバッハの四名は市参事会に出頭し、悪弊の矯正と善き秩序と訓練の実現を求める覚え書きを提出した。<sup>⑰</sup> この中では誤った教説、無知、放逸を改善するために、教会訓練、カテキズムの必要や世俗権力の責務が説かれている。個々には、前提条件として教区の再編が重視されていること、<sup>⑱</sup> 一五三五年の訓練規定を市参事会が改善し、これをシェッフェンの同意を得た上、全てのツンフトで市民 *Bürger* に長老を通じて供されること、<sup>⑲</sup> あるいは世俗権力の任務は主、ならびにその教会、市民の共同体 *Bürgerlicher Commun* に責任を負っており、将来は聖書とサクラメントに忠実な欠点のない人物から選ばれるべきであることなどが目を引く。<sup>⑳</sup>

このような論点を見ると、この書は前の文書よりもいっそう明確に市民共同体とキリスト者の教会 *Christen Gemeinde* を一つのものと見做しているという、ペラルディの指摘に同意することができよう。また「教区」に関心が向けられ「キリスト者の集会」に言及がない点、市参事会のメンバーに対する不満の表明ととれる点があることは注目される。これらはこの頃の「集会」運動の在り方と関連していると考えられるからである。

市参事会は、これに対して五月二日に委員会を設け審議させ、二五日に答申を得ている。その内容は、まず再洗礼派やエピキュリアン派などの取り締まりの為に監督制度を改善する、また教区の確定やカテキズムの問題については今後検

討し善処するとしており、これらは従来の規定に追加された。さらに六月二〇日には、冒瀆等に対する罰則の規定と市参事会の官職として教会訓練委員 *Zuchtherr* の設置を認め、委員は市参事会員、教会世話人、牧師から選ぶことが答申された。<sup>②</sup>これは市参事会側が主導権を確保してはいるが、教会訓練自体は承認した点で牧師側に譲歩したものと言えよう。

この事はその背景に教区での運動の活発化があったためと考えられる。この点は後でも考察するが、新聖ペーター、聖トマスのほか聖ニコラウス教区でもその牧師マルバッハの下で運動が進められていたこと、<sup>③</sup>牧師側が四七年の夏にかけて市参事会に対しては働きかけを行わず、「キリスト者の集会」運動の具体的プログラムを出して、とくに新聖ペーター教区の運動 *Jung St. Peter-Gemeinschaft* でその実現を図っていたこと、<sup>④</sup>また市参事会がこの答申の実行には躊躇したという経過からも窺えるのである。

この市参事会と牧師側の関係は、一五四七年一月に入り転機を迎えている。一月七日、市参事会は牧師、説教師に對し決定あるまで平穩を保つよう命じ、<sup>⑤</sup>同時に教会世話人には訓練を当局の主導の下に置き最も適切に行うにはどうすればよいか考えるよう命じた。<sup>⑥</sup>翌日には牧師側に「集会 *Gemeinschaft*」によって市民、教会に分裂が起き、また破門が復活するのではという懸念を示し、再度釈明を求めている。<sup>⑦</sup>

この時、事件が起こった。新聖ペーター教区で会衆 *Gemeinde* が自発的に集会を開き、ここの牧師ファギウスはその求めに応じて参加した。彼は市参事会の七日付の命令よりも、集会での教職の務めを優先したのである。<sup>⑧</sup>市参事会はこの集会活動を止めさせ、訓練規定も再考することとした。<sup>⑨</sup>

一方、この事件は牧師側にも波紋を生じさせている。つまりその内部分裂を生んだのである。ツェル、ニグリらは、世俗権力には従うべきだとし、少なくとも新たな行動には慎重な態度をとった。これに對しブツァー、ファギウス、マルバッハ、シュネルら、比較的若手の牧師は、宗教改革の理念の実現のためには「キリスト者の集会」運動をさらに進めるべきだとした。<sup>⑩</sup>



この両者の対立点を明らかにするために、慎重論側の主張を、その例としてヘディオの教会訓練観からみると、まず教会職をとりわけ重要な職分であると、信仰生活の改善には教会訓練が必要であるとする点では、彼もブツァーと同じ見解にたっている。<sup>④</sup>しかし「説教師や牧師だけが船を舵取りするのではない」と述べ、「教会の少なからぬ部分において」彼は世俗権力の権利と義務を認める。<sup>⑤</sup>そして世俗権力がその職を熱心に行い、かつまた牧師が「助力者」と共に誠実に教会職を勤めるならば、「特別な集会」は必要ではなく、それはむしろ善良な人々を怯えさせるだけだと論じているのである。<sup>⑥</sup>

これを先にみたブツァーの書の主張と比べると、世俗権力の権利と義務、その位置付けが異なっていることを読み取れる。すなわち「キリスト者の集会」運動の在り方だけでなく、ここでは世俗権力との関係、とくに教会の自律をめぐって牧師間に理解の対立が顕在化していたことを指摘できるのである。そしてこの分裂は「集会」運動ばかりでなく、後述するように「仮信条協定」の受け入れをめぐる問題の際にも抗戦派や都市民に影響を及ぼしたと推測できる。それ故にこの牧師内部の分裂は重大な意義をもっていると考えられるのである。

さて「キリスト者の集会」運動は、ここに転機を迎えた。市参事会はこの事件の積りをもとめ、一月九日付けの布告により聖トマス、聖ニコラウス教区での運動を終息させた。しかしこれに対し新聖ペーター教区では、再び一月一三日に「ゲマインデ」によって自発的に集会が開かれた。ファギウスは市の布告に従い当初は出席しなかったが、結局「ゲマインデ」の呼び出しに応じた。<sup>⑦</sup>ここにはこの運動の性格の一端が示されていると捉えられよう。そしてその後も市参事会の禁令にもかかわらず、ここではゲマインデの集会が再び開かれ、「集会」運動が続けられている。<sup>⑧</sup>ベラルディは、その理由をこの教区では当時教区域が確定されていなかったために、市内から運動に多くの支持者を集めたからだとしている。後述するように、ここに運動の焦点は、教区から個人レベルに移ったとみることができよう。<sup>⑨</sup>

市参事会と牧師側の対立は、その後も平行線を辿り、一五四八年一月二十九日に出された新しい訓練規定は牧師側を満足

させるものではなく、市参事会主導のものであった。<sup>⑩</sup>公式には自律的教会訓練の実現をめざした「キリスト者の集会」運動はその終焉を迎えた。プツァーのさらなる著作は公刊を禁じられたのである。<sup>⑪</sup>しかし、「キリスト者の集会」運動が完全に活動を封じ込められたわけではなかった。前述のように運動が最も活発であった新聖ペーター教区の「集会」は、なおも布告に反して自律的教会訓練を続けていたのである。

ここに新たな状況が生まれた。皇帝カール五世は、一五四八年六月三〇日に仮信条協定を帝国法として布告した。これは前述のように各地においてプロテスタント神学者と公権力の間に激しい対立をもたらした。シュトラースブルクの場合については詳細は後で検討することとして、ここでは「キリスト者の集会」運動との関係を中心にみておくことにする。

牧師側は、仮信条協定の受け入れを市参事会が行うのは、靈的領域に関する事柄を世俗権力が扱うという越権行為であると主張し、反発した。一五四八年七月一五日、ファギウスは、世俗権力がどこまでその剣を揮いうるかを説教において述べると予告し、市参事会がこれを禁止したにもかかわらず、七月二九日には激しく仮信条協定を攻撃した。これには他の牧師も同調していたのである。<sup>⑫</sup>

さらに八月一九日、ファギウスは教区の助手のG・ファブリと共に仮信条協定への反対をゲマインデに訴えた。この頃、ファギウス宅に人々が集まっているという情報が市参事会に入り、その調査が命じられている。<sup>⑬</sup>これが「集会」運動の新たな展開に関する最初の記録である。ファギウスらは、仮信条協定の導入の動きに対抗するためにも教会(Gemeinde)の内部強化の必要があり、その重要な手段として教会訓練を活性化しようとしたのだと捉えられる。<sup>⑭</sup>ただし今回は、従来のような各教区での「集会」運動という形ではなく、「集会」が行われたのは新聖ペーターにおいてのみであった。

このことから生じた結果として、ペラルディは次の点を指摘している。すなわち従来の運動は各教区の刷新をめざしたのに対し、この新たな展開においては市内の全ての教区から教区民(ゲマインデ)のとくに積極的な分子が新聖ペーターに集まる形となっていた。そのためこの変化はより環境条件(仮信条協定に対抗することを目的とすること)に拘束されていたこ

と、そして個人性がより際立っていることにその特色がある。また既にブツァーはこの運動に直接には関与しておらず、さらに教会と世俗権力の関係の問題は後景に退いていたため、市参事会にとって以前ほど危険なものではなくなっていた。以上のようにベラルディは指摘している。<sup>⑤</sup>

たしかに、「集会」運動から教区という地縁性が薄れ個人性が強まったことがとりわけ動員力において弱体化につながったという指摘は、この都市における宗教改革運動（とくに急進期）に教区が持っていた意義を考えるならば説得力をもつものであると言えよう。しかし危険性がまったくなくなったと判断されていたわけではない。むしろ運動の一本化による新たな危険性も予測しえたであろう。

実際に、市参事会はこの運動のさらなる封じ込めを図っている。一五四八年一〇月六日、数百にのぼる多くの人々が日曜毎に新聖ペーター教会に集まり、仮信条協定に反対する集会 *Vereinigung* をもっているという報告を参事会は受けた。<sup>⑥</sup> この表立った動きに対し、八日にファギウスを尋問、その結果に基づいて、一月七日に、参加者の名簿を作り新たな参加者は加えない、「余計な問題」を扱わぬという条件付きで新聖ペーターでの「集会」を認めた。同時に教会世話人にその監督を指示している。<sup>⑦</sup> さらにブツァー、ファギウスが皇帝側の圧力によって退去させられたあとは、仮信条協定の受け入れの下、牧師内の意見対立に乗じてその「集会」を教区毎に分散させ、<sup>⑧</sup> そしてその集会での活動を主にカテキズムを中心とした教育活動に制限したのである。<sup>⑨</sup>

以上がシエトラスブルクにおける自律的教会訓練、その実現を目指した「キリスト者の集会」運動の経過である。この運動が牧師らによって展開され、「ゲマインデ」と呼ばれる人々を集め、市参事会と鋭く対立するものであったことは、以上の検討から明らかであろう。

① Ablay, *op. cit.*, p. 195. ② Heidio, *Bedenken*, S. 129. 12-9

カテキズム参加の少なさを教会世話人への不満が述べられている。

③ “Von der Kirchennengel und fühl...” (1546) in: *MIBDS*, Bd. 17.

- ④ *Ibid.*, S. 163.
- ⑤ *Ibid.*, S. 168 f.
- ⑥ *Ibid.*, S. 182 f.
- ⑦ *Ibid.*, S. 183.
- ⑧ *Ibid.*, S. 184.
- ⑨ *Ibid.*, S. 184 f. 179 を引用。
- ⑩ *Ibid.*, S. 193.
- ⑪ *Ibid.*, S. 195.
- ⑫ *Ibid.*, S. 157, Bellardi の解説を参照。
- ⑬ Bellardi, *CG*, S. 27.
- ⑭ *PCSS*, Bd. 4, Nr. 586 Anm. 7. 44 行のところに引用。 Bellardi, *CG*, S. 30.
- ⑮ 説教師校訓を論ずるハンブルグ会議の因集を要考した。 Bellardi, *CG*, S. 30.
- ⑯ “Bedenken wegen abschaffung grober laster...” in: *MBDS*, Bd. 17. 四月五日ハンブルグ会議の韓和交渉が標題である。 17 頁以下に論ずるハンブルグ市民が騒擾を起した。 17 頁が説教師の責任が如何に知らされたかについて述べられたのが上記の記録である。 Adam, *op. cit.*, S. 263, *PCSS*, Nr. 593, S. 668-9 Anm. 10.
- ⑰ *MBDS*, Bd. 17, S. 218.
- ⑱ *Ibid.*, S. 239.
- ⑲ *Ibid.*, S. 240 f.
- ⑳ *Ibid.*, S. 207. 4 行のところに解説を参照。
- ㉑ 教区の編成、活動について、市コンメント制度等を例示して、個々の集衆 *gemeinschaft* の活動の徹底が重要であると説く。 *Ibid.*, S. 217 f. 17 頁のコンメント制度の詳述は省略し、業已述べた (Bellardi, *CG*, S. 32 Anm. 1.) 家長たるコンメント員を中心に語られた

- ① 彼が誰を念頭に「集衆活動が考えられたかを示すものではない。」 Bellardi, *CG*, S. 33-5.
- ② *Ibid.*, S. 39.
- ③ “Form vif was weiß die ware christliche gemeinschaft...” in *MBDS*, Bd. 17, S. 245 f.
- ④ *Ibid.*, S. 245, Adam, *op. cit.*, S. 192 f.
- ⑤ Bellardi, *CG*, S. 39.
- ⑥ 一〇月三十一日付年参事会校訓に対して教衆訓練についての独自の行動をまじり、その布告を定めた。 *MBDS*, Bd. 17, S. 256.
- ⑦ Bellardi, *CG*, S. 40 Anm. 3.
- ⑧ *Ibid.*, S. 41.
- ⑨ *MBDS*, Bd. 17, S. 304 f., 344.
- ⑩ Bellardi, *CG*, S. 48.
- ⑪ *MBDS*, Bd. 17, S. 291 f. “Ermannschaft an die andern prediger...” 参照。
- ⑫ K. Hedio, *Bedenken*.
- ⑬ *Ibid.*, S. 127.
- ⑭ *Ibid.*, S. 128.
- ⑮ *Ibid.*, S. 131.
- ⑯ Chrisman, *op. cit.*, pp. 230-232, Bellardi, *CG*, S. 50.
- ⑰ Bellardi, *CG*, S. 50 f. bes. S. 54 Anm. 1. 11 月 19 日布告について。
- ⑱ *Ibid.*, S. 52.
- ⑲ *MBDS*, Bd. 17, S. 342 f.
- ⑳ Chrisman, *op. cit.*, p. 232.
- ㉑ *MBDS*, Bd. 17, S. 535 f., Adam, *op. cit.*, S. 264 f.
- ㉒ Adam, *op. cit.*, S. 266.

② MBDS, Bd. 17 "Ermanschrift", S. 299.

③ Bellandi, CG, S. 63-64.

④ 前掲拙稿、参照。教区については市の領村の教区と市内教区と管轄

トごまかふるよつたする動きあり、注目される。PCSS, Bd. 4 S. 1218.

⑤ Bellandi, CG, S. 65.

⑥ *Ibid.*, S. 65-66.

⑦ S. Biheler, *Le chronique strasbourgcoise: Bulletin de la société pour la conservation des monuments historiques d'Alsace*. N. S. 13, 1888, No 309. (以下「chronique」と略記)

⑧ Bellandi, CG, S. 76 f. des. S. 82-3.

⑨ *Ibid.*, S. 102 f.

### 三 仮信条協定への対応

これまで検討してきた改革教会の確立、信仰生活の改善をめぐる市参事会と牧師との対立は、単に教会運営上の対立に留まるのではなく、行政上の問題に波及するものであった。この点がとくに顕著となったのは、シュートラースブルクが仮信条協定の受け入れ問題に直面したときであった。牧師側はこれを機に先の「集会」運動を進めたが、受け入れ問題自体は靈的領域への世俗権力の越権行為だと主張したのである。そこで次にこの問題について検討することにする。

シュートラースブルクは、シュマルカルデン戦争には同盟側の一員として主に戦費提供の形で参加していた<sup>①</sup>。しかし市参事会は、既に一五四六年一二月末に同盟の敗北を見越し、「名譽ある和平」の途を模索している。またスイスとの都市同盟を図る動きもとっている<sup>②</sup>。そして四七年に入ると事態は一層緊迫し、一月一九日市参事会は今後の方針をシュェッフェンに諮問したのである。その記録は三二名の都市門閥とツンフト毎に二八〇名のシュェッフェンの意見を記録したもので、これからはこの時点での市内の状況の一端を捉えられる<sup>③</sup>。その検討は既にブラディが行っている。

そこでその結果から紹介すると、まず第一に、都市門閥は圧倒的に講和派で、抗戦派もいたがその理由はゲマインデ *gemeiner mann* の行動を配慮して、というものであった<sup>④</sup>。次にシュェッフェンの対応は、降伏三名、名譽ある和平が四分の一、防衛準備を行いつつ交渉するという者が約一割、市参事会に一任が一割、残りの多数派は抗戦派であった<sup>⑤</sup>。これを

さらにツンプト毎に詳しくみると、まず上位ツンプトからの「侵入」組はほぼ講和派、本来のメンバーには抗戦派が多い。また経済的な統制力を維持し、市政に発言力を持っているツンプトの代表はより抗戦的である(織物、パン屋、石工)<sup>⑧</sup>。しかしこの点については、私見によればワイン業者、漁師、菜園人などは上記のツンプトにあたるはずであるが、その意見は真二つに分かれており、このブラディの評価には慎重にならざるをえない。最後に、抗戦派は「我々の信仰 Heiligion と市の自由 Freiheit の維持のために」という大義を掲げており、またその意見には彼の言葉によれば都市の宗教共同体 civic "social corporation" の理念が表明されている<sup>⑩</sup>。これらの結果からブラディは富裕な上層民ほど和平を求め、より下層ほど都市の共同体理念、信仰の維持に熱心であるという傾向が認められるという<sup>⑪</sup>。そして前者を中心とする妥協的講和派「ポリテイク派」は皇帝側と「ゼロット派」との板ばさみのなかで、一部が市外に逃亡し、その統治体制は一時的に崩壊したと論ずるのである<sup>⑫</sup>。

ただしこの記録は都市門閥・シニッフンらについてのものであって、統治階層を逃亡させたのは市内の都市住民の動きが原因とされているが、彼はこれについてはほとんど検討しておらず、とくにその動きの宗教的側面などが見落されていると考える。そこで都市民の動きの実態から検討しよう。

まず一五四七年三月から四月にかけて、ゲマインデ Gemeinen Burgern, plebis を中心として市内に不穏な動きがあったことが判明する。市参事会の文書には、牧師らに交渉に反対したり、ゲマインデ Gemeinen Mann と市当局 oberkeit とに不和を起させぬようにさせるべし、出版業者にも同様の警告をすること、といった記述が繰り返されている<sup>⑬</sup>。そのなかでも説教師、とくに「ファギウスが、市民 burger によけいな話をしている」、「聖トマス(ツァー)、新聖ペーター(ファギウス)の説教師が独自の破門を行っている」という報告、「民衆 Volk が説教を聴き、さらに不穏にならぬよう、説教師とくにファギウスには蜂起の原因とならぬようにすべし」という勧告が、これらの通達と共に読めること<sup>⑭</sup>。また四月二二日には牧師側が市参事会に対し、世俗権力の剣を求めたり騒擾を起こしたりするつもりはないが、何名かが市民に対

し以前市に届けられたようないろいろな話をしたのは事実であると認めていること。これらの事実から、この時期の不穏な状況には先に述べた「キリスト者の集会」運動との関連があると推定できよう。

また都市民には、市参事会に対する不信感があったことも認められる。ある石工は市参事会が没収した教会財産の不正利用を行っていると非難しているし、J・シユトルムらの外交政策に一貫した態度を要求し批判した仕立屋もいた。<sup>16</sup>さらにこれらを背景にして、市参事会は四月一日に四名の参事会員から次のような勧告も受けている。ツンフトのゲマインデを召集して平穩を守らせること、彼らの不正な発言・行為は処罰する、参事会員はツンフトを廻ってゲマインデの動きに配慮することというものである。<sup>17</sup>さらに、ここでは外交についても論及して、ザクセン・ヘッセンからコンスタンツまで敗退した以上どこにも援助を期待できないからシェッフエンと交渉について協議すべきである、その際当座は宗教問題を棚上げにしても講和すべきだ、という勧告を行っており、これは四月二〇日、市参事会から正式にシェッフエンに提示されることになっている。これは市参事会の外交、教会政策の姿勢を示しているものとしても注目される。

このように皇帝との講和という状況において、市参事会はたしかに市内に不穏な動きを認めており、それはツンフト・ゲマインデを中核とするもので、その背後には牧師らの活動があったことを認められよう。

その後も市内には不穏な状況が引き続いており、それは皇帝側から市参事会の統治能力に対する不信を招いているほどのものである。市参事会は交渉を進めるためその対策に迫られている。<sup>18</sup>一五四八年に入ると、前述のブラディの指摘する市の富裕商人らが市外へ逃避するという事態が起きる。これについても、後で検討するように、その一因には民衆 Volkの行動があったことは確かである。<sup>19</sup>

その中心となっていたと推定されるゲマインデ層の動きは、史料の上からははっきりと捉えがたいが、仮信条協定の受け入れが具体化してきた七月以降になると、再び市内の緊張が高まり、このゲマインデ層の動向についてもある程度具体的に捉えることができる。この時期にも市参事会は再びゲマインデに対する治安維持の布告を繰り返し、また説教師らに

はゲマインデに平静を説くよう命じている。<sup>①</sup>一方、ファギウスも七月一三日付けで、仮信条協定の受け入れをめぐってシュトラースブルクでは市参事会とゲマインデに深刻な意見対立がある、ゲマインデは確固としているが、多くの参事会員は臆していると書簡を送っていて、<sup>②</sup>この時期の対応をめぐって、市参事会とゲマインデ層が仮信条協定に対して基本的にいかなる態度をとっていたかを読み取ることができよう。

しかしゲマインデ層自体の主張、立場を具体的に知ることは難しい。その手掛りとして注目されるのは、八月三十一付けの匿名の市民の書簡である。ここには都市門閥、参事会員、商人の逃亡について「彼らは福音派だったが、今や教皇主義に引き込まれ……人々を苦しめている……富のために逃げたのだ」と批判し、後述する第二回目のシュEFFン会議については、多くのシュEFFンは聖書の下に留まり、その維持に心をくだいている、「彼らが自らの為、市民 *seniön bürgerschaft* の為にいかに配慮しているか御想像下さい」とある。さらに「仮信条協定を受け入れ、司教がいくつかの教区で「カトリックを復活して」不和を起こすことになったとしても、それは他〔の教区〕では福音、良心を保つためなのである」、とその努力を評価しているのである。<sup>③</sup>

これは内容からみてゲマインデの一員の手になるものと推定されるが、ここからはシュEFFンの抗戦派とゲマインデらの主張はほぼ一致していたと推測できよう。もちろんこれは建前上のもも含んでいたと考えるべきで、シュEFFンの抗戦派には市民 *seniön burger* らの勝手な行動による不和を防ぐ為という者もいたし、<sup>④</sup>またシュEFFン会議への代表者数をめぐって上位ツンフトが下位ツンフトに対する不満を示すなど、<sup>⑤</sup>ツンフト側内部にも足並みの乱れが認められるのである。しかしツンフト・ゲマインデ層の主張は、全体としてはシュEFFンの抗戦派と同様に福音主義にたち、牧師を支持して宗教改革の成果を維持し、市外からの干渉を阻もうとするもので、その点で市・統治階層の対応に不信、不満を持つものであったということは言えよう。

その後も市参事会とゲマインデ層との対立は続き、ファギウスは八月に「我らが市参事会は、民衆を不穏にしており、



危険が迫り民衆には蜂起が起きている」と伝えているし、市参事会は万一の備えに大砲の手配をしている。さらに民衆を扇動した者は市民権を剥脱するという布告をツンプトを通じて出しているのである。<sup>②</sup>

さて市参事会は、この市内の不安定の原因を牧師達に見ていた。これは既に述べた牧師らへの度重なる通達に明らかである。また逆に急進派の牧師、説教師は、はっきりと市参事会への反発を強めていた。ファギウスは八月末の書簡でこう記した。「別の、キリストにかなう市参事会をたてねばならない」。ブツァーも将来という形で同様の発言をしていたし、マールバッハも教皇主義者よりも市参事会によってより大きな危機がもたらされていると書簡に記したのである。市参事会は「自由な説教をもちや認められなくなろう」と脅しをかけて対抗し、後には皇帝側の意向もあってブツァー、ファギウスを追放することになる。<sup>③</sup>この様に市参事会と牧師らとの対立は、仮信条協定をめぐって敵しいものとなっていた。とくにファギウスは牧師側の急先鋒であった。彼の行動については、次のような記録がある。ファギウス宅で仮信条協定に反対する集会がひらかれている、という報告を受けて市参事会はこれを調査したが、実際には教化活動が行われていただけであったというのである。<sup>④</sup>これはおそらく「キリスト者の集会」運動の一環であったと推定できる。<sup>⑤</sup>既にみたように一五四七年にも講和をめぐって対立が生じていたが、その際にもこの「集会」運動が影を落としており、市参事会はこれが市内の不穏な動きと関連があるとみていたのであった。

従って「キリスト者の集会」運動は、市参事会と単に信仰領域で対立するに留まらず、市政上にも影響を及ぼしていたと捉えることができるのである。この点、ブラディは都市内の対立、とくに統治階層の分裂の分析に力点があり、「集会」運動については牧師らはこの状況に乗じて訓練運動を展開したと論及するのみであり、またベラルディは後の敬虔主義への関心からこの運動の展開自体に考察の焦点が当てられ、社会状況は運動への影響という側面でのみ考慮されており、両者とも、その分析視角から「集会」運動のこうした側面を十分に評価できていないと言えよう。<sup>⑥</sup>

ブラディに関しては、市参事会、統治階層の対応の評価の問題も指摘しておいた。彼は、統治階層は一五二三―一五二五年

の危機を改革運動に譲歩して乗切ったが、その後「ポリテイク派」が登場し、四七―四八年にはこの派と「ゼロット派」が対立、前者は市を離脱してその支配体制は瓦解したとする。しかし先に指摘したように、穏健改革・妥協的講和派（彼という「ポリテイク派」）の対応の評価には疑問の余地があると考える。次にこの点を考察することにする。

市参事会は一五四七年四月末に皇帝と講和した。その後、市参事会は皇帝側への賠償金の交渉と市内対策に追われた。この経過は既に見た通りである。また秋以降（十一月）には代表団からシュトラースブルクは信仰問題で孤立していると報告を受けて、譲歩する用意があると指令している。このときに「教会財産の扱いをのぞいて」と条件をつけている点が市参事会の関心の所在を示すものとして注目される。こうして一五四八年一月プツァーも派遣して仮信条協定の交渉に臨むことになったのである。<sup>⑩</sup>

この交渉については市の代表であり、和平派の領袖でもあるシュトルムの記録が残っており、その内容を市の、少なくとも妥協的講和派の基本方針、立場として理解して良いと考えられる。この内容を検討すると、公会議については教皇によって和解が妨げられている、霊的権力は「教会」財産、教会の制度に干渉・抑圧をなすべきでない、「なぜなら」人は聖書や古い教会法からその使い方、在り方を知りうるからである、改革前への回復 *Restitutio* は平和でなく騒乱を持たらず、といった主張が認められる。<sup>⑪</sup> また別の日には、「回復」は我々に礼拝も牧師も教会世話人も維持することを許さず、教会裁判を復活するので受け入れられない、そして、そもそも教会と称するものはそれぞれの場所の一般の信者 *die gemeinen gleybigen* であることは周知のことだ、と論じてもいるのである。<sup>⑫</sup>

ここにみられる論点を、一五四八年七月からの、市参事会が仮信条協定の受け入れについてシュッフエンの同意を得ようと協議した際の記録と比べると、市参事会、講和派の信仰問題への立場、利害関心が明確となる。そのシュッフエンへの提議は三回行われた。一回目は皇帝との交渉条件の説明（この時は受け入れ難いと同意を得られずに終わる）、<sup>⑬</sup> 二回目は皇帝側の強硬姿勢のため仮信条協定の受け入れを説得したものの、<sup>⑭</sup> 三回目は市内教会の新旧両派への分割という受け入れの具体

的条件の提示である。したがって、二回目の際の市参事会の報告が注目される。<sup>⑫</sup>

ここでは仮信条協定の導入によって、「新教派の」説教師らが罷免させられ、新しく、おそらく不適格な聖職者が取って代り、また司教が教会裁判を復活し修道会が復帰するだろうと予測。しかし抗戦しても包囲され飢饉となろうし「市外の財産」を奪われよう、また援助も期待できないと現状を捉える。その上で、しかし講和したならばいくつかの教会は今まで通り「の教会制度、信仰を」認めさせるので市参事会を信用せよ、と説得している。<sup>⑬</sup> とくにこの福音教会には「キリスト教訓練」を認めていることは目を引く。<sup>⑭</sup> 先に指摘した「集会」運動との関係のみてとれるからである。

さて、先のシュトルムの論点と併せて検討すると、市参事会は万人祭司主義、「教会のゲマインデ原理」に基づいて宗教改革を正当としている点が明確に認められる。その一方で教会裁判権、修道院等の教会財産などの点に強い利害関心があること、また皇帝との交渉に明白に主張されており、ここでもその一端が窺えるのであるが、市の自治体制の維持とその「財産」の保持に努めていることを指摘できる。<sup>⑮</sup>

先の「キリスト者の集会」運動への対応やシュトラースブルク司教・皇帝との交渉をみると、これが市参事会の内政外交における基本政策となっていると捉えられる。そしてこの政策は別稿で指摘した宗教改革当初にも市参事会が積極的に取り組んでいる政策方向と重なっているとと言えるのである。従ってブラディが説くような、統治階層・市参事会は改革にはもともと消極的であって、「ポリティック派」の登場以後、独自に改革を進める政策もとられたとするよりは、その政策には改革当初から連続性があったと捉えるべきであると言えよう。

さて第二回目の提議はシェッフンにより小差で否決された（二三四対一三三）。<sup>⑯</sup> しかし、市参事会は、コンスタンツ等他都市の運命を示して説得工作を行った。<sup>⑰</sup> こうして第三回目のシェッフンとの協議では、仮信条協定の受け入れを含めて市参事会の政策に全面的に同意を与えるとシェッフンは決議したのである（二〇六対四）。<sup>⑱</sup>

この仮信条協定の受け入れが決定されるに至った要因の一つとして、ブラディは「ゼロット派」に指導者が欠けていた

離任者		就任者		
氏名	所属	氏名	所属	
一五人委員会	C. Mayer	ツム・シュピーゲル→靴屋	F. Ersterngen*	ツム・エンカー→織物
	S. Erb	織物	H. Hammerer*	ツム・エンカー→靴屋
	S. Münch	皮なめし工	L. Messinger*	ツム・フライブルク→メーリン
	W. Böcklin	都市門閥	F. v. Gottesheim*	ツム・シュピーゲル→ツム・ブルーメ
	H. v. Mühlunheim	都市門閥	S. Jung	鍛冶屋
	S. Sturm	都市門閥	J. Mayer	ツム・ブルーメ
13人委	C. Johann	ツム・シュピーゲル	F. Erstein*	ツム・エンカー→織物
	U. Böcklin	都市門閥	M. Rumler	ツム・ルツェルン→大工
			S. Franck	毛皮商

いずれも PCSS. Bd. 4 S. 1023 f. 等からの判明分のみについて、Brady, *Ruling Class.*, p. 298f. の Prosopography より作成。

\*は1548年に移動している者。

ことを重視している。しかし前述のように、協定に反対する動きを指導していると市参事会から見なされていた牧師たちをその指導者に措定することもできよう。そしてこの頃、その牧師内には、前述の「キリスト者の集会」運動をめぐると対立に由来するものと思われる世俗権力観の不一致から分裂があったことが指摘されているのである。従って、先にみたような「集会」運動の影響力を考えるならば、仮信条協定の受け入れ決定の要因としては、この牧師内の足並みの乱れにも注目する必要があると考えられるだろう。

このように仮信条協定の受け入れをめぐって、市内にはゲマインデ層を中心として激しい反発があり、それは市の統治体制を揺るがしかねないものではあったが、最終的には「受け入れ」が決定されたのである。これに関して、ブラディは、都市門閥、富裕商人らの市外への逃亡という事態をとりあげ、彼らの支配体制の一時的崩壊を論じていた。そこで次にこの点を検討しておく。

既に四八年初めから、富裕商人などに市外へ逃亡する者がいた記録はあるが、七一八月にはこれに行政職にある者もその職務、市民権を放棄して逃避するようになっていた。

原因については、都市門閥は市外の富が皇帝軍により没収されるのをまず心配したためだ、といった記述が、記録からは読み取れる。<sup>⑧</sup> シェッフエン以下、市が抗戦を決定し、皇帝により処罰されるだろうと判断したというのである。<sup>⑨</sup>

だがブラディは、市内の対立がこの事態の主要な原因であったと捉えている。<sup>⑩</sup> たしかに市参事会の史料には、逃亡原因を市を取り巻く状況だけでなく、市内の状況や職務遂行上の困難にもみていたことが読み取れる。<sup>⑪</sup> 何名かは民衆 Volk によって親皇帝派、カトリック派と目され、身の危険を覚えていたという記述もある。<sup>⑫</sup> 実際に、この逃亡した市参事会員と、この時新たに参事会員となった者で史料から判明する者をブラディの資料で調べてみると(別表参照)、一五八四年に罷められている者八名(内二人委員会二名)、就任した者一三名(同三名)。その傾向をみると、離任者には都市門閥、富裕商人が多い。この点はブラディの指摘を裏付けるものである。

他方、就任者を調べてみると、注目されるのは、この年替わって就任した者には、ツンフト代表が多く、しかもこの年に二重籍を利用して、名目上は下位ツンフトから就任した者が五名(同一名)いることである。その財産額等が不明のため出身階層上の変化の有無を確認するのは難しいが、このツンフトの移動を考慮すると、ここでの交代は従来の選出傾向に大きな変化をもたらすものではなかったようである。逃亡組の復帰が容易に実現したのも、従来の統治階層の支配体制の枠組み自体は維持されていたからだと推定できよう。実際、都市民に市参事会の政策、対応に対する不満は認められるが、市参事会自体への攻撃、統治体制の変更まで主張するに至ったのは牧師のみに確認できるのであって、逃亡した市参事会員らも市外の状況や個人的な身の危険を配慮しての行動であった。

従って、その後の市参事会の政策にとくに変化が生じなかったのも不思議ではない。市参事会は、一五四八年九月一日に第三回目のシェッフエン会議の決定を皇帝に伝え、一応の承認を得、<sup>⑬</sup> 強硬にカトリックの全面回復を要求するシュトラースブルク司教との交渉に入る。<sup>⑭</sup>

以後、市参事会は、司教・皇帝、都市民・牧師の間をぬって、さらには司教と皇帝の利害対立、フランスとの関係も利

用し、最大限その権限の維持に努めた。司教は単独では敵愾心を持つ都市民を前に何もできず、市参事会は協力を取引材料にして司教の権限回復を制限し、従来の教会体制を温存しようとする。都市民に対しては、他都市での新旧両派の併存体制の受け入れの例や反抗後の運命を示しシュートラスブルクのみが特別扱いを期待できないと説得した<sup>⑧</sup>。そして交渉自体の引き延ばし策等を用い、司教との交渉が不調となると皇帝に仲裁を求め、一五四九年一月二三日に司教と仮信条協定についての条約を結んだのである<sup>⑨</sup>。

その期限は一〇年、市参事会は市内七教区の内四教区で従来通りの教会体制を維持し、カトリック聖職者には市民権取得を免除するかわり保護税の徴収を行う。教会の維持は市側が行い、両派とも市の裁判権、その自由と権利を尊重することとされたのである<sup>⑩</sup>。

付言しておく、実施に際して市内には反感が強く摩擦が生じたが、以後アウグスブルクの宗教和議を経て一五五九年までこの体制が存続した。そして条約の期限切れと共に市参事会はカトリック側への保護を打ち切り、シュートラスブルク市はルター派の教会体制で一本化されるのである<sup>⑪</sup>。

- ① H. Gerber, Die Kriegsrechnungen des Schmalkaldischen Bundes über den Krieg im Oberland des Jahres 1546, in: *Archiv für Reformationsgeschichte*, 32, 1935, Strabburg ⑧ 職歴たのこぶは 3, 49-55, #42. PCSS, Bd. 4, Nr. 842, S. 1102. その財源として酒税と<sup>②</sup>のこぶを判断する。Bühnelor, *chronique*, No 306, PCSS, Nr. 626, 668.
- ② PCSS, Bd. 4, Nr. 497.
- ③ *Ibid.*, Nr. 511, *An. Br.*, No 4836.
- ④ *Ibid.*, Nr. 514.
- ⑤ Brady, *Routing Class*, p. 265 f.
- ⑥ *Ibid.*, pp. 263-264.
- ⑦ *Ibid.*, pp. 260-262.
- ⑧ *Ibid.*, pp. 261, 265.
- ⑨ *Ibid.*, pp. 262-263. 参照。
- ⑩ *Ibid.*, p. 270. たこえはあめンキョマンは「大いなる罪や犯罪が抑圧せらるならば、主が恩寵を与えて下さると期待できよう。もしやうでなければ、我々はくびきに従わねばならぬ。……〔何かをしないことすれば〕敬虔な市民と農民のみとつある」と述べたと言ふ。
- ⑪ *Ibid.*, pp. 269-270.
- ⑫ *Ibid.*, p. 275 f.
- ⑬ PCSS, Bd. 4, Nr. 586, 593, 597, 604 Ann. 1, 608, 614-616.
- ⑭ *Ibid.*, Nr. 593 Ann. 10, 586 Ann. 7.



- ①② Brady, *Review Class.*, p. 285 f.  
 ①③ PCSS, Bd. 4, S. 1070 Ann. 5, S. 1111.  
 ①④ *Ibid.*, S. 1024, Ann. 2, Hahn, *op. cit.*, S. 153 Ann. 37.  
 ①⑤ Brady, *Review Class.*, p. 289.  
 ①⑥ PCSS, Bd. 4, Nr. 825, 827.  
 ①⑦ *Ibid.*, Nr. 829, Hahn, *op. cit.*, S. 168 f.  
 ①⑧ Hahn, *op. cit.*, S. 170 f. PCSS, Bd. 4, S. 1085, 1107 f.  
 ①⑨ PCSS, Bd. 4, Nr. 819.
- ①⑩ *Ibid.*, S. 1131 f., 1135 Ann. 6.  
 ①⑪ *Ibid.*, Nr. 937, S. 1259, Babelor, *chronique*, No 316.  
 ①⑫ *Ibid.*, S. 1260 f.  
 ①⑬ *Ibid.*, S. 1269, Adam, *op. cit.*, S. 276, Wencker, *Le chronique: Bulletin de la société pour la conservation des monuments historiques d'Alsace*, N. S. 15, 1892, No 3058, 3059.  
 ①⑭ Weyrauch, *op. cit.*, S. 224 f.

## おわりに

以上、シエトラースブルク市の宗教改革の展開を、とくに仮信条協定の受け入れ問題の時期を中心に、牧師・説教師らの改革理念・運動と市参事会・統治階層の政策、都市民の対応について検討してきた。その結果をまとめておく。

まず一五三〇年代以降、市の教会制度が確立される過程において、牧師・説教師らは、教会訓練の理念を明確にしていたが、それによって市参事会の教会政策との対立が次第に顕著となっていた。これは、市参事会の改革姿勢への不満からシエマルカルデン戦争直前には自律的教会訓練の主張へと発展し、「キリスト者の集会」運動が展開され、その運動は市参事会を脅かすものにならざるにまで内政外交に影響を及ぼすに至ったのである。この改革運動理念においては、とくに共同体を中心に信仰の活性化を図っている点が運動の拡がりとの関連で注目された。またこの運動をめぐる牧師内で世俗権力との関係の理解が問題となったが、その影響、結果の考察から、宗教改革の確立におけるこの理念・運動の意義を示すことができた<sup>①</sup>と考える。

この運動を支えたのは、ツンプトを中心としたゲマインデ層であった。彼らは福音主義、さらに都市は宗教共同体でもあるという理念を信奉し表明しており、それが市と信仰の危機という状況において先の「集会」運動の理念を支持させた



のだと推測することはできよう。実際、彼らは仮信条協定期に市参事会の外交・教会政策等に不満、反発を示していたが、その背後には牧師の活動が認められ、「集會」運動と関連があったことを指摘できた。従って、この外からの危機に際して市参事会と牧師、都市民らに協力関係があった点を強調するのは問題があるといえる。この事態が「危機」であったのは市内の対立とあいまっていたからである。それ故にこの市内の対立を醸成した牧師やゲマインデ層を中心とする都市民の対応には、「集會」運動の持っていた意義を考慮すべきであるといえよう。

南ドイツ、スイスの「改革派」神学者にとりて、世俗権力との関係、すなわち自律的教会訓練、ひいては教会権自律の問題が重要な意義をもっていたことは既に指摘されているところである。それが単に教会制度の問題に留まらず、都市の内政外交にも大きな影響を及ぼしたということは、この都市の例からも推測することができる。その意味で、ブツァーらの展開したこの自律的教会訓練の運動については、その社会的影響についても今後検討する意義があるといえよう。

また、宗教改革の後期の展開におけるその教会政策、仮信条協定への対応から、市参事会の改革への姿勢、政策には次のような点が認められた。まず教会の運営を市の監督下に置いてその権限を拡大し、言わば市の「領邦教会」体制を作り上げていた。<sup>③</sup> 仮信条協定の受け入れに際しては、万人祭司主義、「教会のゲマインデ原理」等を根拠に宗教改革を正当と主張するが、とりわけ教会裁判権、教会財産に利害関心があり、司教の干渉を極力排除しようとしている。（とくに裁判権は司教との領土問題が絡み、これが最終的に解決をみるのは一五六四年である。）<sup>④</sup> そしてなによりその自治、統治体制の維持のためには、一部にカトリックの回復を認めることも辞さないという政策を採っていた。

教会に対しその権限領域を拡大、強化し、しかし信仰内容自体には距離を置こうとする市参事会の姿勢は、中世末から宗教改革初期の政策にも認められるものであり、そこに宗教改革期を通じて政策の一貫性があったことを認めることができよう。また統治階層の支配体制の枠組みについては、大きな変化が認められなかった。従って市参事会は、当初は都市民の改革運動に譲歩し、のちに適応したというよりも、この政策方向に沿う限りでは宗教改革を支持していた面も一貫し

てあったと捉えるべきであろう。

従来、都市宗教改革に市参事会が果たした役割については、その評価が分かれていた。一方には市参事会は基本的に改革を阻害したとする見解があり、他方では市参事会による改革の決定と教会への権限の拡大に意義をみる見解がある<sup>⑧</sup>。しかし以上検討してきたこの都市の例をみると、宗教改革の発端からその展開過程において、都市民の改革運動と対立し改革に消極的な側面もあれば、教会への権限拡大・拡充を進めている面もある。さらに皇帝・司教に対しては、福音主義に立ちつつ市の自立、自治体制を守ろうと努めていた<sup>⑨</sup>。

従って都市宗教改革における市参事会の役割の評価については、これら市内・外の条件、要因について、その対応の検討を経てからでなければ、正しく評価しえないのではないか。その点でこの都市の場合には、市参事会には福音主義にたつて独自の利害を追求した、いわば「市参事会主導の宗教改革 [Ratsreformation]」とも言える方向性をその政策に見い出せるのではないかと考えるのである。

① この分裂が仮信条協定の受け入れに影響したことは本文中にも論及したが、この都市のその後の教会制度の方向を決定することになったこと (Bellardi, CG, bes. S. 69 f.)、また彼らの「改革教会」観を知る上でも大きな手がかりを与えるところで、今後の課題として重要であらう。

② Bellardi, CG, S. 12 f.

③ Winckelmann, *op. cit.*, S. 620 f. bes. S. 627-8.

④ PCSS, Bd. 4, Nr. 821, 854, Hahn, *op. cit.*, S. 125, 127.

⑤ Hahn, *op. cit.*, S. 127.

⑥ 前掲拙稿、Winckelmann, *op. cit.*, S. 620 f. 参照。

⑦ 代表的な G. と J. P. Moeller, *op. cit.*, F. Lau, Der Bauernkrieg und das angelegliche Ende der lutherischen Reformation als spontaner Volksbewegung, *Luther Jahrbuch* 24, 1959. 他、中村前掲研究、参照。

⑧ W. Wertges, *Reformation und Populaganda*. Stuttgart, 1978. 他。

⑨ Hahn, *op. cit.*, S. 169 f.

(京都大学大学院生)

# The Establishment of the Frontier People 辺民 System in the Qing 清 Dynasty

by

Sigeru Matsuura

When Nurhaci, Taizu 太祖 of the Qing Dynasty, unified Manchuria, he executed a policy of population resettlement. He shifted a great number of the Manchu people to the environs of the capital, and organized them into the eight banners. His successors extended their domain to the middle and lower courses of the Amur River and the north of Sakhalin Island, but they allowed most of the minorities to reside in their native places as before, and established the frontier people system. In the Kanxi 康熙 and Yongzheng 雍正 periods the frontier people who lived in the middle course of the Amur River were sent to the towns in Manchuria into the banner garrison leaving none of the frontier people remaining except 2,398 families along the lower Amur and on Sakhalin Island since the Qianlong 乾隆 period.

The frontier people consisted of such classes as the clan leaders 姓長, the village leaders 鄉長, the sons 子弟, and the common people 白丁. They were obliged to pay an annual tribute of a sable skin per family to the Qing Dynasty, but they received adequate rewards of cloth, combs, needles, cotton, buttons, and so on for their services. In this paper the author deals with the problems of the origin of the frontier people system.

Straßburger Reformation 1530-1549.

von

Shinn Watanabe

Die Reformationsforschungen haben bisher die Ereignisse in der Stadtreformation erklärt, deren Trägern mit ihren verschiedenen

Bewegungsformen die Stadtbürger waren. Aber die Forschungen haben der Rolle des Stadtrats die unterschiedene Einschätzungen gegeben, und die Festsetzungsprozesse der Reformationsidee in der Späten-Stadtreformation nicht genug untersucht. Dieser Beitrag forscht nach der Reformation von Straßburg von der Abschaffung der Messe in dieser Stadt (1529) bis der Annehmung des Interims (1549), besonders nach den Gegensatz der Kirchenidee von dem Rat und den Reformatoren in dieser Zeit. Denn es führte zu den folgenden Ergebnissen. M. Bucer und andere Reformatoren entwickelten die Idee der Kirchengleichheit und beabsichtigten dieselben zu verwirklichen, deswegen bekamen sie Zwietracht um die Kirchengleichheit mit dem Stadtrat, der seine Befugnisse zu den Kirchen im Stadtgebiet zu erweitern versucht hatte. Denn Bucer, Marbach und die andere Reformatoren organisierte die "Christlicher Gemeinschaft", um die Kirchengleichheit zu realisieren. Diese Bewegung macht den Streit im Straßburg heftiger mit dem Gegensatz um das Interim. In diesem Prozess waren die Zunft-Gemeinden die Träger der "Christlicher Gemeinschaft" und der Bewegung gegen das Interim, auch einwirkten auf die Politiken des Rats. Andererseits erhielt der Rat seine Befugnisse und Selbstverwaltung gegen den Kaiser, Bischof und auch die Reformatoren und Gemeinde. Denn der Rat verwirklichte die Reformation in eigenartiger Weise. Die Rolle des Rats mußte unter den inneren und äußeren Bedingungen bewertet werden sein. Und als eine innere Bedingung ist die Kirchengleichheit in der Stadtreformation eine Aufgabe der künftigen Forschung.

## L'échec des grèves de novembre-décembre 1947

par

Yoshihiko Sugimoto

A Marseille, les grandes grèves se produisent le 13 novembre et la vague de grève, soutenue par l'énergie spontanée des ouvriers et le réseau puissant du P. C. F., se maintiennent en bonne hauteur jusqu'à la fin, malgré les conditions défavorables à une grève: le caractère politique, la violence, l'aggravation de la situation alimentaire, la campagne antigreve de presse et de radio, l'intervention de la police et de l'armée, et les